

令和8年度入学予定者に係る隣接校選択制申請要項

1. 目 的

児童生徒、保護者が学校の特色や教育環境、通学の安全性等を考慮し、学校を選択できる機会を確保します。

- ◎ 住所地によって定められた指定校に入学することを原則としており、指定校へ入学される場合の手続きは不要です。

2. 対象者

大分市に住所を有し、令和8年度に大分市立の小学校又は中学校の第1学年に入学する者（義務教育学校の第1学年に入学する者又は義務教育学校の第7学年に進級する者を含む。）とします。

3. 申請できる学校

申請できる学校は、住所地又は転居予定地の指定校に隣接する学校で、「別紙1」のとおりとします。

- ◎ 申請できる学校は1校です。

4. 受入定員・学校情報

- (1) 受入定員・・・ 余裕教室の状況などに応じて、学校ごとに受入定員があります。「別紙1」を参照してください。申請が定員を超える場合は、公開抽選により入学者を決定します（ただし、学校長と協議の上、定員以上に受け入れる場合があります。）。
- (2) 学校情報・・・ 指定校や隣接校についての情報が得られるよう学校情報の公開を行います。
 - ① 学 校 案 内・・・ 各学校の概要や教育活動を掲載しています。
各学校及び大分市教育委員会児童生徒支援課に置いています。
 - ② 学校公開日等・・・ 実際に学校を見学していただけるよう、全ての学校で11月までに数日の学校公開日を設けています。詳細は各学校のホームページをご覧ください。また、学校の概要や教育活動の情報についても、各学校のホームページで公開しています。

5. 申請方法

- (1) 申請期間・・・ 令和7年11月4日（火）～11月19日（水）
ただし、土・日曜日、祝日は受付をしません。
- (2) 受付時間・・・ 8：30～17：15

- (3) 申請書・・・ 小学校（第1学年）、義務教育学校（第1学年）用は「別紙2」
中学校（第1学年）、義務教育学校（第7学年）用は「別紙3」
◎記入された内容は、隣接校選択制に係る事務以外には使用しません。
- (4) 提出先・・・ 大分市教育委員会 児童生徒支援課（第2庁舎6階）へ直接お持ちください。
※申請の際は、本人確認をさせていただきます。
本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証等）を
お持ちください。
- (5) 申請状況・・・ 大分市ホームページに掲載※します。
※ホーム ≫ 子育て・教育 ≫ 小中学校 ≫ 隣接校選択制
申請状況については、申請期間の11月7日（金）、14日（金）の18時頃
までに更新し状況を掲載予定です。
なお、申請結果については、11月20日（木）の正午までに掲載予定です。
- (6) 申請変更・・・ 申請期間中であれば「申請校の変更」「申請の取り下げ」等の変更ができます。

6. 抽 選

- (1) 期日・場所・・・ 抽選日は、令和7年12月12日（金）を予定しています。
抽選は、大分市役所（本庁舎8階大会議室）で、学校ごとに行う予定です。
抽選の対象となる保護者には、12月5日（金）までに詳細を文書にてお
知らせ予定です。
- (2) 出席者・・・ 抽選は、対象者の保護者によって行います。抽選に出席できない場合は、
必ず代理人を選任し、委任状をお持ちの上出席してください（※抽選開始時刻
に間に合わない場合は、申請を辞退したものとみなします。）。
委任状は保護者宛て文書と一緒に送付します。
- (3) 補欠登録・・・ 抽選で選外になった方は、指定校に入学することとなりますが、希望により
補欠登録することもできます。補欠登録し、当選者が辞退した場合等、順次
繰り上げて申請校への入学を許可します。
なお、補欠登録の有効期間は令和8年1月30日（金）の正午までとします。
補欠登録の有効期間が経過し、繰り上げが無い場合は、その旨を文書にて
お知らせします。
- (4) その他・・・ 双子等の場合、同じ隣接校を選択しても、別々に抽選します。

7. 隣接校選択制を申請される場合に承諾いただくこと

(1) 通学について

通学時の安全確保は保護者の責任とします。通学の安全性や通学距離にも配慮しながら、隣接校を申請してください。通学方法は、徒歩通学が原則ですが、中学校では自転車通学を認めている学校もあります。

なお、隣接校選択制を利用し遠距離通学となる場合でも、通学費の補助はありません。

(2) 転校について

指定校に入学した場合と同様、選択して入学した学校に卒業まで通学するのが原則です。

ただし、校区外への転居や現行の「就学校の変更」要件に該当する場合は、転校することができます。

(3) 地域活動への参加について

「地域コミュニティの活性化」「市民協働のまちづくり」を推進するため、学校行事や地域活動に積極的に協力してください。

(4) 兄弟姉妹について

現在、兄姉が隣接校に就学していて、弟妹が同じ隣接校への就学を希望する場合は、隣接校選択制ではなく学区外就学の手続きにより就学可能となります。

※学区外就学手続きにつきましては、児童生徒支援課(TEL 537-5903)へお問い合わせください。

(5) 隣接校選択制(小1)利用者における中学校進学について

隣接校選択制を利用し隣接の小学校に入学しても、中学校入学時には、住所地によって中学校が指定されることになります。在籍小学校(隣接校)区の指定中学校に通いたい場合は、学区外就学の手続きにより入学可能となります。

ただし、指定中学校が2校に分かれる小学校については、自宅から近い学校のみ学区外就学の手続きにより入学可能となります。(自宅から遠い学校を希望する場合は、隣接校選択制の申請手続きが必要です。)

※住所地によって指定される中学校へ入学を希望する場合は、特段手続きは必要ありません。

(6) 「指定校よりも隣接校の方が近い」ことを理由に申請する場合について

自宅から指定校まで一定以上の距離があり、かつ、指定校より隣接校の方が著しく近くなる場合には、学区外就学の手続きにより入学可能となります。小学校と中学校における距離要件は、以下のとおりです。

・小学校

自宅から指定校までの距離が1.5km以上であり、かつ、自宅から隣接校までの距離が自宅から指定校までの距離に比べ1/2以下になる場合

・中学校

自宅から指定校までの距離が2.5km以上であり、かつ、自宅から隣接校までの距離が自宅から指定校までの距離に比べ1/2以下になる場合

※距離は、直線距離ではなく、実際の通学路(安全性が確保できる最短距離)とします。

(7) 市外への転出について

隣接校に入学した後、転勤等で市外に転出し、再度大分市に転入された際の入学指定校は、転入した住所地の指定校になります。※以前通っていた隣接校に戻ることはできません。

(8) 特別支援学級入級が決定した場合について

隣接校選択制は通常の学級の児童生徒を対象としており、特別支援学級に入級が決定した場合は申請を取り下げてくださいになります。

なお、指定校の特別支援学級へ入級となりますが、指定校以外の特別支援学級に入級を希望される場合は、学区外就学の許可事項での判断となります。

8. 留意事項

(1) 学区外就学の許可事項に該当する方の申請について

学区外就学の許可事項に該当する方は、隣接校選択制ではなく学区外就学の手続きにより希望校へ通っていただくことになります。学区外就学の許可事項に該当する場合は、窓口でご案内させていただきます。

(2) 市内間転居を予定されている場合について

市内間転居予定の場合、転居予定先での隣接校選択が可能となりますが、入学通知の関係から、令和7年12月26日（金）までに住民票の異動届が受理されていることが条件となります。

(3) 併設型の小中一貫教育校における本制度の取扱いについて

併設型の小中一貫教育校である賀来小中学校及び神崎（こうざき）小中学校についても、隣接校選択制の対象とします。

隣接校選択制を利用して賀来小中学校又は神崎（こうざき）小中学校に入学した場合は、学区外就学の手続きにより引き続き各校の小中学校第7学年に進級することを可能とします。

なお、中学校段階からの選択希望も可能です。

(4) 義務教育学校における本制度の取扱いについて

義務教育学校である碩田学園についても、隣接校選択制の対象とします。

隣接校選択制を利用して碩田学園（第1学年）に入学した場合は、学区外就学の手続きにより引き続き碩田学園第7学年に進級することを可能とします。

なお、第7学年からの選択希望も可能です。

(5) 特別支援学級等を検討されている方について

特別支援学級等を検討されている方は、各学校によって特別支援学級等の状況が異なりますので、大分市教育センター 特別支援教育推進室（TEL 529-6119）までご相談ください。

※ なお、「7. 隣接校選択制を申請される場合に承諾いただくこと（8）特別支援学級入級が決定した場合について」も併せてご一読ください。

(6) その他

転居や就学校の変更など、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに大分市教育委員会児童生徒支援課（TEL 537-5903）に報告してください。